

## 神戸市スポーツ賞表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、神戸市のスポーツの普及振興及び競技力の向上を図るため、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者に対し、神戸市スポーツ賞を授賞することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 神戸市スポーツ栄誉賞
- (2) 神戸市スポーツ特別賞
- (3) 神戸市スポーツ優秀賞
- (4) 神戸市スポーツ特別功労賞
- (5) 神戸市スポーツ功労賞
- (6) 神戸市スポーツ推進委員永年勤続感謝賞

### (表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、次に掲げる要件のいずれかを備えた者とする。

- (1) 本市に在住する者
- (2) 本市に所在する事業所・学校等に勤務又は在学する者
- (3) 本市に主たる活動拠点を有する団体又はこれに所属する者
- (4) 前3号に規定するもののほか、市民のスポーツ・レクリエーションの振興に貢献し、その功績が特に顕著で、本市にゆかりのある者

### (表彰の基準)

第4条 それぞれの被表彰者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるもののうちから市長が決定する。

#### 1 神戸市スポーツ栄誉賞

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、ワールドカップ又はこれらに準ずる大会における競技の成績が第3位以内の者
- (2) 前人未踏の記録の達成や歴史的な偉業を成し遂げるなど、その活躍を通じて市民のスポーツに対する関心を高め、神戸のスポーツ推進に顕著な功績を残した者

#### 2 神戸市スポーツ特別賞

スポーツにおいて特に優秀な成績を収め、神戸市民に感動と元気を与え、神戸のスポーツの振興に著しく寄与した者

#### 3 神戸市スポーツ優秀賞

自薦又は別表1に定める団体(以下、「推薦団体」という。)等からの推薦を受けたスポーツの競技会において優秀な成績を収めた者で、次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 国際競技大会に日本代表選手として参加し、第3位以内の成績を収めた者
- (2) 各種競技で日本記録を更新した者
- (3) 全日本選手権大会及びこれに準ずる大会において、第1位の成績を収めた者

#### 4 神戸市スポーツ特別功労賞

長年にわたりスポーツを通じて神戸市民に感動と元気を与え、神戸のスポーツの振興に著しく寄与した者

#### 5 神戸市スポーツ功労賞

推薦団体又は文化スポーツ局局長による推薦を受けたスポーツの発展に寄与した年齢45歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 推薦団体の会長、副会長、理事長及びこれらに準ずる職に10年以上在職した者
- (2) 推薦団体の理事及びこれに準ずる職（コーチ、指導員又は審判員等）に20年以上在職した者
- (3) 推薦団体の会長、副会長、理事長及びこれらに準ずる職で退任した者で、市長が特に適当と認める者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に適当と認めた者

#### 6 神戸市スポーツ推進委員永年勤続感謝賞

市民のスポーツ振興に長年にわたり貢献し、地域スポーツ・レクリエーションの普及振興に顕著な功績を収めた者で、次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 神戸市スポーツ推進委員として、70歳を迎えて再任されない者
- (2) 神戸市スポーツ推進委員としての活動年数が、通算して10年に達する者

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、第6条に定める選考委員会の審議を経て、市長が決定する。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合で、市長が必要と認めるときは、選考委員会の審議を経ず、市長が決定する。

- (1) オリンピック競技大会等の国際的な規模のスポーツの競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技大会において、特に顕著な成果を収めた者に対し表彰を行う場合
- (2) 所属するプロリーグ等で特に顕著な成果を収めたトップスポーツチームに対し表彰を行う場合
- (3) 神戸市スポーツ推進委員永年勤続感謝賞の表彰基準に合致する者に対し表彰を行う場合

(選考委員会)

第6条 被表彰者の選考を行うため、神戸市スポーツ賞選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を置く。

- 2 会長は、文化スポーツ局局長とする。
- 3 会長は、審査会を代表し会務を総括する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職を代理する。
- 5 選考委員会は、会長が招集する。
- 6 選考委員会の委員は、別表2に掲げる者により構成する。
- 7 選考委員会は、構成員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

8 選考委員会の事務局は、文化スポーツ局スポーツ企画課が担当する。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年1回、日を定めて行う。ただし、特別表彰など市長が必要と認める場合にあっては、適時行うものとする。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、市長が行う。

2 表彰は、個人表彰又は団体表彰とし、表彰状及び記念品を贈呈して行うものとする。

(授賞の制限)

第9条 神戸市スポーツ特別功労賞、神戸市スポーツ功労賞、神戸市スポーツ推進委員永年勤続感謝賞については、重ねて授賞の対象としない。

(授賞の取消し等)

第10条 被表彰者が本人の責めに帰すべき行為により著しく受賞の名誉を失墜したと認めるときは、授賞を中止し又は既に行った授賞を取り消すことができる。

(施行細目の委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、文化スポーツ局局长が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱・要領は廃止する。

(1) 神戸栄誉賞表彰要領（令和2年4月1日付 施行）

(2) 神戸市スポーツ功労者等表彰要綱（令和4年8月1日付 施行）

(3) 神戸市スポーツ表彰要綱（令和5年9月1日付 施行）

(4) 神戸市スポーツ推進委員永年勤続者に対する感謝状等の贈呈に関する要綱（平成31年4月1日付 施行）

3 2による廃止前の要綱に基づき実施した表彰等については、なお従前の例による。

別表1 (推薦団体)

公益財団法人神戸市スポーツ協会 加盟競技団体
神戸市レクリエーション協会加盟団体
兵庫県高等学校体育連盟神戸支部
神戸市中学校体育連盟
社会福祉法人神戸市社会福祉協議会

別表2 (選考委員会の組織)

公益財団法人神戸市スポーツ協会 会長又は副会長
神戸市レクリエーション協会会長
神戸市スポーツ推進委員協議会議長
神戸市立高等学校体育連盟会長
神戸市中学校体育連盟会長
神戸新聞社運動部長
社会福祉法人神戸市社会福祉協議会専務理事
文化スポーツ局局長